

所管部課	総務部 デジタル推進課	部長	矢吹 勇一		
件名	情報システムの標準化に伴う関係訓令の整理に関する訓令について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例訓令				
	部課機関	介護保険課			
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、標準化対象業務について、国が作成する仕様書に記載された標準様式にあわせるよう義務付けられることとなった。そこで、関係訓令に定める様式と標準様式の整合を図るため、情報システムの標準化に伴う関係訓令の整理に関する訓令を制定し、関係訓令を一括で改正するものである。</p> <p>(1) 一括改正する訓令 別紙一覧表のとおり。</p> <p>(2) 主な改正内容 関係訓令に定める様式と標準様式の整合を図るため、文言を整理し、様式を削る等所要の改正を行う。なお、削除した様式については、別途市長決裁にて標準様式と整合を図った内容で様式を定める。</p> <p>(3) 施行日 令和6年10月15日</p> <p>(4) 影響及び効果 標準様式と市の使用に係る様式の整合が図られることにより、より適切な制度運営を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年9月1日 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行 令和6年10月15日 標準化対応後の情報システム稼働予定 ※総務課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>別日程で標準化対応を行う情報システムに係る訓令については、別途本件と同様の対応が必要となる可能性がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

情報システムの標準化に伴う関係訓令の整理に関する訓令により
改正する訓令一覧

第1条	東大和市介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱
第2条	東大和市介護保険障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱